

記者発表資料



令和3年2月12日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ()

発表事項	令和3年度国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金(納付金)を徴収するとともに、保険給付費(医療費から本人負担を除いた額)等の支払に必要な額を保険給付費等交付金として市町村へ交付しています。</p> <p>○ 今般、県が算定した令和3年度の納付金等(案)について、以下のとおり公表します(確定は県の令和3年度当初予算成立後)。</p> <p>1 主な算定結果</p> <p>(1) 納付金額【県全体】 約481億円 (R2年度: 約542億円, ▲約61億円)</p> <p>(2) 一人当たり保険税必要額(年額)【県平均】 101,315円 (R2年度: 116,075円, ▲14,760円)</p> <p>(3) 保険給付費等交付金額【県全体】 約1,598億円 (R2年度: 約1,543億円, +約55億円)</p> <p>2 納付金等の主な減少要因 団塊の世代を中心とした被保険者の高齢化等により、県に交付される公費のうち、前期高齢者交付金(※)が増額することに伴う減</p> <p>※前期高齢者交付金 前期高齢者(65歳以上75歳未満)が多い国民健康保険と、少ない被用者保険では、医療費負担に不均衡があるため、財政調整のために交付される交付金</p> <p>3 市町村の対応 県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和3年度予算編成等を行う。</p>	
日時		
場所		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率等(案)のポイント ・ 国保財政の仕組みについて 	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載 (月 日掲載予定) 【ホーム>健康・福祉>健康・医療>国民健康保険>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について】	
取材案内		
問合せ先(担当課)	担当課	くらし保健福祉部国民健康保険課
	取材対応者	課長 鮫島 正平 (099-286-2673) 内線2673
	問合せ窓口	主幹兼国保財政係長 伊原 拓也 (099-286-2583) 内線2583



令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率等（案）のポイント

1 主な算定結果

- (1) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 **約481億円**（R2：約542億円，▲約61億円）
- (2) 一人当たり保険税必要額（年額）【県内平均】 **101,315円**（R2：116,075円，▲14,760円）
- (3) 保険給付費等交付金【県全体】 **約1,598億円**（R2：約1,543億円，+約55億円）

（納付金等の主な減少要因）

団塊の世代を中心とした被保険者の高齢化等により、県に交付される公費のうち、前期高齢者交付金（※）が増額すること等に伴う減

※前期高齢者交付金

前期高齢者（65歳以上75歳未満）が多い国民健康保険と、少ない被用者保険では医療費負担に不均衡があるため、財政調整のために交付される交付金

2 算定のポイント

- (1) 県が県全体の保険給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて、各市町村の納付金額及び標準保険料率を算出。
- (2) 一人当たり保険税必要額は、各市町村が県に納める納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税額を一人当たり換算したもの。
- (3) 一人当たり保険税必要額が、制度開始前の平成28年度と比較して一定割合（単年度換算0.94%）以上に増加する市町村には、国の公費や県繰入金を活用して総額約14億円規模の激減緩和措置を行った。なお、激減緩和措置は段階的に縮小し令和5年度に終了する予定であり、令和3年度は所要額の3/6を措置した。
（※市町村ごとの標準保険料率、激減緩和等の詳細は県HPに掲載）

3 市町村の対応

県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、実際に賦課する保険料率の決定や令和3年度予算編成等を行う。

注 以下に示す一人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置のほか、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減、保険税の収納率等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

【参考】一人当たり保険税必要額（年額）【市町村別】

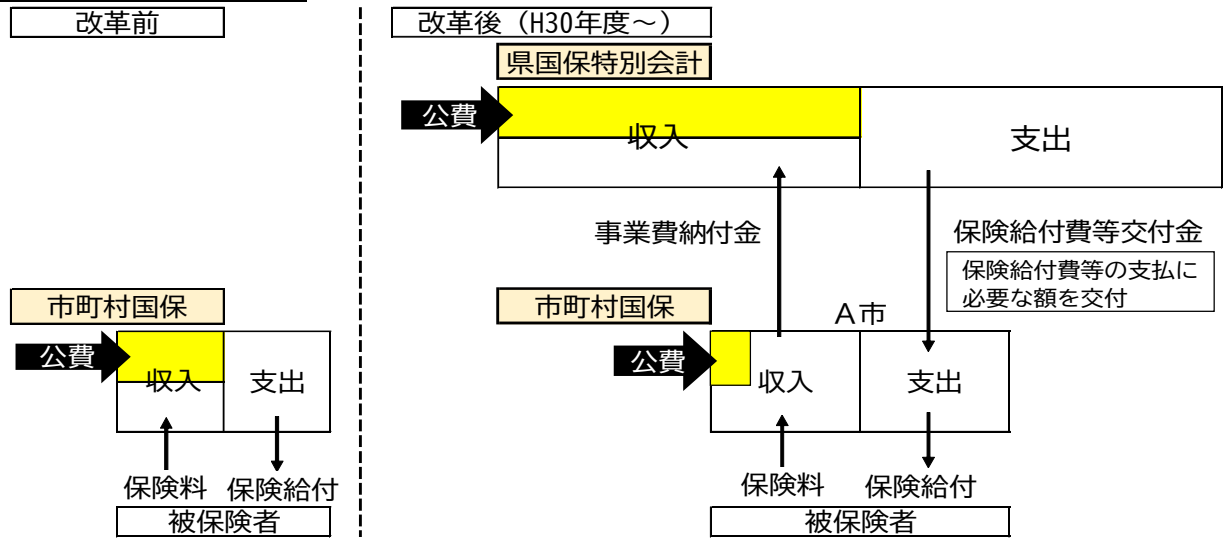
市町村名	R2 円	R3 円	差額 (R3-R2) 円	R2→R3伸び率 %	市町村名	R2 円	R3 円	差額 (R3-R2) 円	R2→R3伸び率 %
鹿兒島市	122,499	107,111	▲15,388	▲12.56	長島町	99,753	92,836	▲6,917	▲6.93
鹿屋市	107,462	93,196	▲14,266	▲13.28	湧水町	110,255	101,972	▲8,283	▲7.51
枕崎市	134,848	117,686	▲17,162	▲12.73	大崎町	114,595	100,698	▲13,897	▲12.13
阿久根市	117,114	101,506	▲15,608	▲13.33	東串良町	146,322	127,527	▲18,795	▲12.84
出水市	102,920	86,649	▲16,271	▲15.81	錦江町	121,770	111,537	▲10,233	▲8.40
指宿市	122,766	108,480	▲14,286	▲11.64	南大隅町	120,010	106,655	▲13,355	▲11.13
西之表市	101,713	88,571	▲13,142	▲12.92	肝付町	113,828	96,834	▲16,994	▲14.93
垂水市	106,309	88,037	▲18,272	▲17.19	中種子町	118,230	103,614	▲14,616	▲12.36
薩摩川内市	112,914	98,122	▲14,792	▲13.10	南種子町	112,272	104,222	▲8,050	▲7.17
日置市	122,155	105,201	▲16,954	▲13.88	屋久島町	86,875	77,637	▲9,238	▲10.63
曾於市	131,009	114,755	▲16,254	▲12.41	大和村	110,711	93,875	▲16,836	▲15.21
霧島市	111,903	95,918	▲15,985	▲14.28	宇検村	67,808	67,684	▲124	▲0.18
いちき串木野市	122,001	103,716	▲18,285	▲14.99	瀬戸内町	81,705	73,985	▲7,720	▲9.45
南さつま市	131,196	107,573	▲23,623	▲18.01	龍郷町	119,755	103,991	▲15,764	▲13.16
志布志市	111,049	99,384	▲11,665	▲10.50	喜界町	86,280	77,999	▲8,281	▲9.60
奄美市	90,059	80,276	▲9,783	▲10.86	徳之島町	77,920	69,971	▲7,949	▲10.20
南九州市	144,593	128,073	▲16,520	▲11.43	天城町	78,079	67,129	▲10,950	▲14.02
伊佐市	118,005	102,096	▲15,909	▲13.48	伊仙町	65,225	59,813	▲5,412	▲8.30
始良市	116,274	102,203	▲14,071	▲12.10	和泊町	102,436	92,997	▲9,439	▲9.21
三島村	136,713	148,368	▲11,655	8.53	知名町	96,365	84,439	▲11,926	▲12.38
十島村	80,973	90,955	▲9,982	12.33	与論町	100,439	92,116	▲8,323	▲8.29
さつま町	129,921	112,018	▲17,903	▲13.78	県計	116,075	101,315	▲14,760	▲12.72

国保財政の仕組みについて

1 国保の制度改革について

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度の安定化を図ることとされた。

2 制度改革のポイント



- 県は、保険給付費等の見込みを立てて、市町村ごとの納付金額（※）及び「標準保険料率」を算定（※市町村ごとの医療費・所得水準を考慮）
- 市町村は、県が示す「標準保険料率」を参考にそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。
- 県は、納付金や公費等を財源として、市町村に対し、保険給付費（医療費から本人負担分を除いた額）等の支払に必要な額を「保険給付費等交付金」として交付

国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み

